

# 平成 30 年度 いじめ防止基本方針

摂津市立味生小学校

平成 30 年 4 月 1 日策定（平成 30 年 3 月改定）

## 【学校教育目標】

あたたかい心とことばのあふれる学校

## 【基本理念】

いじめは、児童の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。すべての児童の人権を尊重し、安心できる居場所となりうる学校を作るため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で児童へのしどろにあたる。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校は家庭や地域と連携し全力で実態把握に努める。

児童一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応に努める。

いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が児童を傷つけたり、いじめを助長することがないように十分留意し、いじめられている児童の立場に立って組織的な支援を行う。

## 【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」

## 【いじめ防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

### 1. 基本的な取り組み

#### (1) いじめの未然防止のために

- ① 絆づくり、居場所づくり、集団作りの取り組みの推進
- ② わかる授業づくり
- ③ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- ④ 児童会の活性化、体験活動の充実
- ⑤ 大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実

- ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・児童への情報モラル教育の充実や保護者への啓発（インターネット利用に関する家庭での約束等）の充実
- ⑦ 学校便りやホームページなどを通じたいじめ基本方針の周知、及びいじめに関する相談体制等についての啓発活動の実施

(2) いじめの早期発見と迅速な対応のために

①いじめ調査等の実施

- ・学級懇談会、学年懇談会、二者懇談会
- ・児童対象 生活アンケート 年3回（5月、10月、1月）
  - 質問項目が適切か、毎年度、全職員で確認し、共通理解のもとに実施する。
  - 児童が安心して回答できるよう、落ち着いた雰囲気を作ってから開始する。
  - アンケート後は結果の分析・周知を行う。

②いじめ相談体制の充実

- ・児童が相談しやすい環境づくり（担任を中心とした全教職員で行う）
- ・スクールカウンセラーの活用（相談室「ルンルンルーム」）

③情報集約の工夫と窓口の明確化

- ・管内メールや報告ファイルを活用した情報共有
- ・児生加配担当教員（不在時は教頭）が情報を集約
- ・「いきいき委員会」で対応方針を決定

2. いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いきいき委員会（いじめ対策委員会）」  
の設置（組織図別紙）

<活動>

- ② いじめ防止に関して年度当初に見るべきポイントを確認する。（特に経験の少ない職員）
- ② 週1回の委員会のほかに児生加配が担任への聞き取りや定期的な学年教師との情報交換を通して早期発見に努める。
- ③ いじめ事案に対する対応。
- ④ 記録の保管と引き継ぎ。
- ⑤ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める。
- ⑥ 教職員に対する助言・指導を行う。

<開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する対処

- ① いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに児生加配（不在時は教頭）に報告する。すぐに「いきいき委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。いじめ（疑い含む）の事案があった場合、必ず市教育委員会に報告する。事実確認の結果は家庭訪問等によりできるだけ早く被害・加害児童

の保護者に伝える。併せて市教育委員会にも対応の報告をする。

- ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からかかわりを持つ。その際いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ いじめの加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ④ いじめの被害児童・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ 指導の経過は記録・保管し、丁寧な引き継ぎを行う。
- ⑦ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関と連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑧ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会および摂津警察署と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

### 3. 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う

- ① 重大事態が発生した時は、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

#### 【学校運営分担表】

指導研究委員会	学力向上委員会
	人権委員会
	生活安全指導委員会
行事	体育的行事
	文化的行事
儀式	入学式委員会
	卒業式委員会

各種委員会	
いきいき(いじめ対策)委員会	校長、教頭、児生加配、養護教諭、担任、支援担、SC、SSW、学校AD、(校医)

いきいき(不登校対策)委員会	校長、教頭、児生加配、養護教諭、担任、支援担、SC、SSW、学校AD (校医)
特別支援委員会	校長、教頭、児生加配、支援担、通級指導教室担当、養護教諭
外国語活動推進委員会	校長、教頭、低・中、4年、5年、6年代表
情報委員会	校長、教頭、事務、低・中、高学年代表
小中一貫推進委員会	校長、教頭、低・中・高学年代表、事務
安全対策委員会・食育推進 アレルギー対策委員会	校長、教頭、養護教諭、給食調理員、食育担当教諭、担任
学校保健委員会	校長、教頭、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師 PTA、各担任
PTA運営委員会	校長、教頭、PTA担当教諭

### 学校行事予定表

	児童会	儀式的行事	学芸的行事	健康安全 体育的行事	校外学習	勤労生産 奉仕的行事	いじめ防止の取り組み
4月		入学式 始業式		身体測定	校外学習		校内研修 いきいき委員会
5月			音楽会				家庭訪問 アンケート Q-U検討会 学校協議会
6月	ペア学 年交流			避難訓練	林間学校		学校協議会
7月		終業式				大掃除	生活アンケート 学期末集約
8月		始業式		身体測定			校内研修
9月				運動会			
10月					修学旅行 校外学習		アンケート
11月							Q-U検討会
12月	ペア学 年交流	終業式				大掃除	個人懇談 学期末集約
1月		始業式		防災訓練			学校教育自己診断
2月							検証・集約
3月		卒業式 修了式		防災訓練		大掃除	学校協議会 年度末総括

## 「いじめ」事案への対応（摂津市いじめ防止基本方針より）

### ◎ 早期発見に向けて

- ・児童生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- ・情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
- ・児童生徒との人間関係を深め、児童生徒の立場に立って相談に応じる
- ・被害児童生徒や保護者の痛みを共感する
- ・いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- ・被害者にも原因があるという見方は厳禁
- ・いじめの背景にも目を向ける

教師による発見

本人や保護者の訴え・相談

他の児童生徒の訴え・相談

「いじめ」の認知

### ◎ いきいき（いじめ・不登校対策）委員会による事実関係の把握

- ・関係者からの聴き取り（役割分担し複数対応で行う）

教員・保護者・加害児童生徒に対して  
被害児童生徒には状況に応じた対応を行う  
情報の整理のため時系列メモを作成する

- ① 被害の態様（暴力、言葉等）
- ② 被害の状況（時、場所、人数等）
- ③ 集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害児童生徒の状況
- ⑥ 加害児童生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動

- ・児童生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査
- ・確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導方針（プランニング）や指導体制を決定

### ◎ 学校全体での対応

- 被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する
- 被害児童生徒への援助・ケアを行う

心理的事実を受け止める  
具体的援助法を示し、安心感を持たせる  
良い点を認め、自信を与える  
人間関係の構築  
自己理解を深める

- 加害児童生徒への指導を行う

事実関係、背景、理由等の確認  
不満、不安等の訴えを十分聴く  
被害者のつらさに気づかせる  
課題を克服するための援助を行う  
役割体験などを通して所属感を高める

- まわりの児童生徒への指導を行う

「傍観者」や「観衆」的な立場の児童生徒への指導  
学級や学年全体に対する指導

### ◎ 事後の対応

- 引き続き、被害児童生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う
- 今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する